

先生各位

「特異的 IgE」および 「アレルギー刺激性遊離ヒスタミン（HRT）測定」 実施料上限点数の訂正について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび官報本誌 第 3856 号（5月25日発行）にて「特異的 IgE およびアレルギー刺激性遊離ヒスタミン（HRT）測定」の実施料上限点数に訂正がございましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

《 適用日 》 平成 16 年 5 月 分請求より

《 訂正内容 》

項 目 [保険収載区分]	正	誤
特異的 IgE [区分 D015-9]	特異的 IgE 検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から 1 回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、 <u>1,560 点</u> を限度として算定する。	特異的 IgE 検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から 1 回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、 <u>1,690 点</u> を限度として算定する。
アレルギー刺激性 遊離ヒスタミン （HRT）測定 [区分 D015-17]	アレルギー刺激性遊離ヒスタミン（HRT）測定を特異的 IgE と同時に行った場合であっても、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定し、 <u>1,560 点</u> を限度として算定する。	アレルギー刺激性遊離ヒスタミン（HRT）測定を特異的 IgE と同時に行った場合であっても、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定し、 <u>1,690 点</u> を限度として算定する。